

平成 28 年熊本地震により被災された皆様へ

平成 28 年熊本地震で被災された熊本県ならびに大分県等の地域の皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

弊社では、お客様からのご契約に関するさまざまなお問い合わせならびにご相談を、以下のフリーダイヤルで承っております。

0120-016-830（携帯電話からでもかけられます）

受付時間：（月～金）9：00～18：00 （土） 9：00～17：00

なお、弊社では、災害救助法が適用された地域のご契約について、以下の特別取扱いを実施しております。

<災害救助法適用地域の特別取扱いについて>

災害救助法の適用地域（内閣府発表）		法適用日
熊本県	県内全 45 市町村	平成 28 年 4 月 14 日

1. 災害死亡保険金等の全額お支払い

約款上、災害保障における免責事由として、「地震、噴火または津波」による災害死亡保険金、災害入院給付金等を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、これを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

保険料払込猶予期間の延長は、2017 年 5 月 31 日をもって終了しました。

3. 保険金・給付金、契約者貸付等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

4. 契約者貸付利率の減免

新規の契約者貸付については、約款規定の範囲内を上限として適用利率を減免いたします。

対象のご契約	災害救助法適用地域の被災のご契約者がご加入の個人保険・個人年金保険（ただし、がん保険や医療保険など、契約者貸付制度のお取扱いのない商品を除く）
適用金利	年利 0.00%
契約者貸付金額の上限	なし（ただし、約款規定の範囲内とする）
特別金利適用期間	2016 年 10 月 31 日まで （地震が発生した 2016 年 4 月 14 日に遡及して適用）
受付期間	受付は 2016 年 6 月 30 日をもって終了しました。

5. 入院給付金のお取り扱い

病院の事情により、被災後ただちに入院できず、かつ、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合、被災日から入院を開始したものとみなします。

病院の事情により、病気やケガで入院が必要であったにもかかわらず入院できなかった場合や臨時施設等で治療が行われた場合でも、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

6. 本人確認に関する特別取扱いについて

本人確認に関する特別取扱いは、2017年3月31日をもって終了しました。

以上